第1章

地域新エネルギービジョンの目的と背景

1.地域新エネルギービジョンの目的と背景

1.1 地域新エネルギービジョン策定の背景について

私たちの社会は「化石燃料」と呼ばれる石油や石炭をはじめとする、有限なエネルギー 資源に頼っています。しかし、近年、それらの化石燃料の消費が地球の温暖化の原因になっていることが明らかになっています。その影響は、気候の変化や海水面の上昇といった 環境の変化として現れてきており、地球規模での対策が求められています。

地球温暖化防止の方策として、化石燃料の消費量削減は重要です。「新エネルギー」の推進はその施策の一環として位置づけられます。「新エネルギー」とは太陽エネルギーや風力エネルギーといった自然エネルギーなどを指しますが、それらの利用可能性は地域特性によって異なります。そこで、それぞれの地域の特徴に見合った導入方針が必要です。

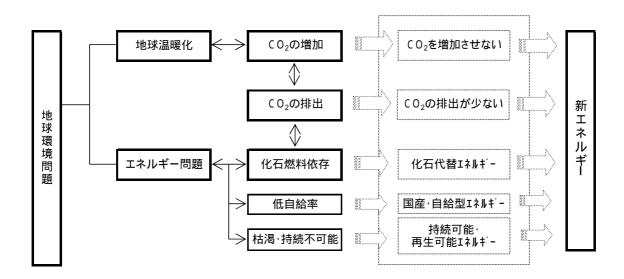


図 1.1 地球温暖化・エネルギーに関わる問題の体系

1.1.1 地球温暖化について

(1)地球温暖化とは

地球温暖化は二酸化炭素を中心とする「温室効果ガス」が大気中で増加することによって地球の平均気温が上昇する現象です。

「温室効果ガス」の主たる成分は二酸化炭素で、二酸化炭素は石油や石炭などの「化石燃料」の使用に伴って排出されます。化石燃料を利用(燃焼)すると、二酸化炭素が大気中に放出され、このことが地球の二酸化炭素濃度の上昇及び地球温暖化の大きな原因となっています。

地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素の排出が少ない、大気中の二酸化炭素の量を増加させないようなエネルギー資源が望まれています。

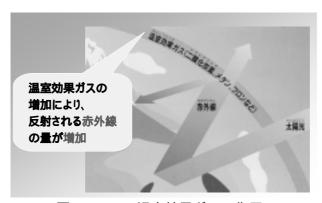


図 1.1.1-1 温室効果ガスの作用

(資料:(財)省エネルギーセンター)

(2) 大気中の二酸化炭素増加の様子

この温室効果ガスの濃度の上昇により、過去約 100 年間で全地球の平均地上気温が 0.3 ~0.6 上昇したが、温室効果ガスがこのまま増え続けると西暦 2,100 年には、平均気温が約 2 上昇し、海面が 50cm 上昇すると予測されています。

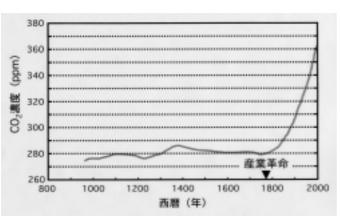


図 1.1.1-2 大気中の二酸化炭素(CO₂)濃度の上昇

資料: IPCC 報告書

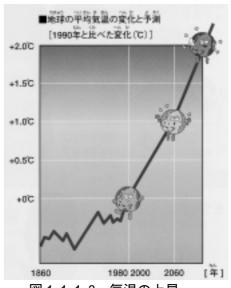


図 1.1.1-3 気温の上昇

資料: NEF

(3)地球温暖化のもたらす悪影響

地球温暖化は、単に地球の気温の上昇をもたらすだけでなく、重大な気候の変化を招き、 それは異常気象や災害、農作物の収量への影響といった形で私たちの生活を脅かしていま す。そのほか、生態系の変化・伝染病の発生なども懸念されています。

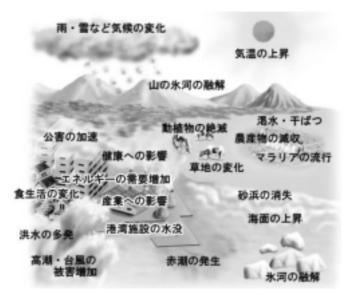


図 1.1.1-4 地球温暖化による環境への影響

(資料:NEDO)

1.1.2 エネルギー問題

(1)化石燃料の枯渇

私たちの社会は、必要なエネルギーの多くを石油や石炭といった化石燃料に頼っています。しかし、それらは有限な資源であり、いつかはなくなる(枯渇する)ものです。

例えば、石油の可採年数(使い切るまでの年数)は約40年といわれています。化石燃料への依存は、地球温暖化の観点だけでなく、社会の持続性の観点からも問題です。

化石燃料に依存しない、持続的に利用可能なエネルギー資源を開発することで、地球温暖化を防ぎ、持続可能な社会の実現が望まれています。

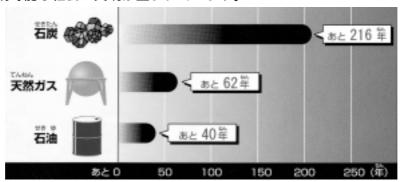


図 1.1.2-1 各種化石燃料の可採年数

(2)エネルギー消費量の増加

二酸化炭素の増加と化石燃料の消費量は密接なつながりがあり、また化石燃料の消費量とわが国のエネルギー消費量も深い関係があります。

2003 年度の最終エネルギー消費は原油換算にして 411 百万 kl で対前年比 0.8%の減少となっています。戦後一貫して増加傾向にありましたが、近年は横ばいになっています。

部門別の消費割合は産業部門が 48.0%、家庭部門が 13.1%、業務部門が 14.9%、運輸部 門が 24.0%となっています。

伸び率では産業部門は省エネルギー努力などによって大きくはなく、近年は横ばいになっています。それに対して、業務・家庭・運輸部門は 20%以上の伸び率となっています。

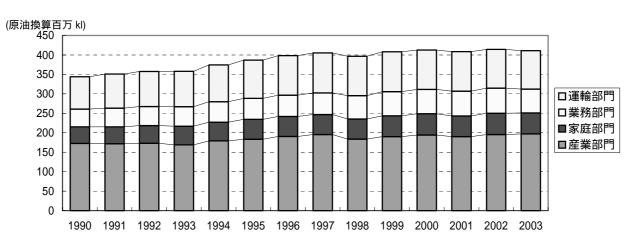


図 1.1.2-2 エネルギー消費量の推移と部門別内訳

(資料:資源エネルギー庁)

(3)エネルギー・セキュリティ(エネルギーの自給率)の問題

日本は消費しているエネルギーの多くを石油や石炭などの化石燃料から得ている上に、 それらの資源のほとんどを海外からの輸入に頼っています。わが国のエネルギー自給率は 他の先進国と比べると非常に低くなっています。

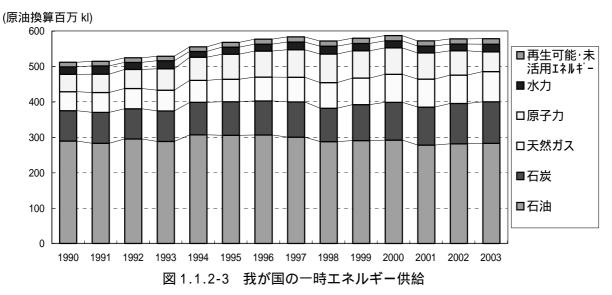
このように、生活・産業の根幹を支える「エネルギー」の供給体制は脆弱であり、エネルギーセキュリティ強化の観点からも国産のエネルギー資源の開発が求められています。

	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	イタリア
エネルギー総供給量 (1997) (原油換算100万 t)	512.3	2162.0	347.3	247.5	228.0	163.3
エネルギー輸入依存度(1997)(%)	79.4	22.5	59.9	48.5	16.8	81.4
エネルギーの石油依存度(1998)(%)	52	40	41	38	35	58
石油の輸入依存度(1998)(%)	100	56	97	98	63	94
輸入原油の中東依存度(1998)(%)	86	23	12	44	12	40

表 1.1.2 各国のエネルギー供給構造比較

(4)一次エネルギー供給の化石燃料依存

わが国の 2003 年度の一次エネルギー総供給は、579 百万 kl (原油換算)で、対前年度比 0.4%増加しています。そのうち、化石燃料の占める割合は、石油 49.7%・石炭 19.5%・ 天然ガス 13.5%など、合計 80%以上となっています。それらの大半が海外からの輸入に依存している現状です。



(資料:資源エネルギー庁)

1.1.3 地球温暖化防止への取り組み

(1)京都議定書

地球温暖化問題に対処するために、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として「気候変動に関する国際連合枠組条約」が、1992 年にリオ・デジャネイロで開催された地球サミットで定められました(1994年発効)。

その後、1997 年 12 月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議」(略称「COP3」)において、この条約の目的を達成するための「京都議定書」が採択されました。 その後平成17年2月のロシアの批准によって「京都議定書」は発効し、合意された目標に向けて各批准国は取り組みを進めることが求められています。

日本は1990年比で温室効果ガス6%の削減が義務付けられています。

数値目標

対象ガス : 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆ 吸収源 : 森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を参入 基準年 : 1990 年 (HFC、PFC、SF₆ は 1995 年としてもよい)

目標期間 : 2008 年から 2012 年

● 目標: **日本6%**の削減 先進国全体で少なくとも5%削減を目指す

《わが国の温室効果ガス排出量》

地球温暖化の原因となる温室効果ガスとして、二酸化炭素(CO_2)以外にメタン(CH_4) 一酸化二窒素(N_2O) パープルオロカーボン類(HFCs) パープルオロカーボン(PFCs) 六ふっ化硫黄(SF_6)があり、日本の場合は二酸化炭素が 90%以上を占めています。

これらの二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの 2003 年度の国内総排出量は 13 億 3,900 万トンです。京都議定書の規定による基準年(1990 年。但し、HFCS、PFCS および SF 6 については 1995 年)の総排出量(12 億 3,700 万トン)比べ 8.3%上回る結果となっており、日本が約束している 6%削減までには 14.3%と大きな隔たりがあります。

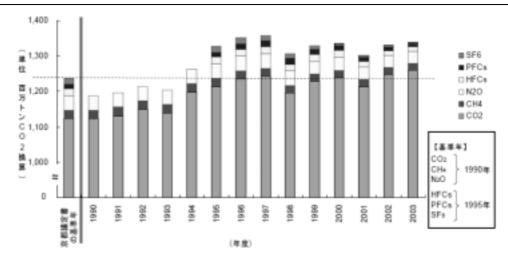


図 1.1.3-1 温室効果ガス総排出量の推移

- 6 - (資料:環境省)

(2)国の施策

京都議定書達成目標計画

国は、「地球温暖化防止行動計画」(1990年)、「地球温暖化対策に関する基本方針」(1999年)、「地球温暖化対策推進大綱」(1998年、2002年)を定めるなど、地球温暖化対策を推進しています。

さらに京都議定書の発効に際して、これらの施策を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」 を平成 17 年に策定し、施策を一本化してさらに強力な対策を推進することとしています。

《地球温暖化対策の目指す方向》

- 京都議定書の6%削減の確実な達成
- 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減

《地球温暖化対策の基本的考え方》

- 環境と経済の両立
- 技術革新の促進
- ●全ての主体の参加・連携の促進とそのための透明性の確保、情報の提供
- ●多様な政策手段の活用
- 評価・見直しプロセスの重視
- 地球温暖化対策の国際的連携の確保

表 1.1.3 温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	12 1.11	がが重め口は				
	区分	目標		2010 年度現状対策ケース		
	温室効果ガス	2010 年度 排出量 (百万 t - CO ₂)	1990 年度比 (基準年 総排出量比)	(目標に比べ + 12%*)からの削減量 2002 年度実績(+13.6%)から経済成長等による増、現行対策の継続による削減を見込んだ2010年度見込		
	エネルギー起源 CO ₂	1,056	+0.6%	4.8%		
-	非エネルギー起源 CO ₂	70	0.3%			
	メタン	20	0.4%	0.4%		
	一酸化二窒素	34	0.5%			
	代替フロン等 3 ガス	51	+ 0.1%	1.3%		
	森林吸収源	48	3.9%	(同左) 3.9%		
	京都メカニズム	20	1.6%*	*(同左) 1.6%		
	合 計	1,163	6.0%	12%		

^{*}削減目標(6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

(資料:環境省)

エネルギー基本計画

エネルギーは国民生活や社会活動の基盤をなすもので、そのためのエネルギーの安定供給の確保が必要です。そして、近年では地球環境問題への対応も欠かすことのできない重要な課題となっています。また、産業の国際競争力の強化の観点から、エネルギーコストの低減が一層求められるようになっています。

これらの状況を踏まえて、エネルギー政策基本法に基づき、我が国のエネルギー基本計画が平成 15 年 10 月に閣議決定されました。

日本のエネルギー政策の基本方針 「環境保全や効率化の要請に対処しつつ、エネルギーの安定供給を実現する」

安定供給の確保

依然として高い石油依存度 とその大半を海外からの輸 入に依存している脆弱性の 点から、今後もエネルギー の安定供給の確保は重要で ある。

環境への適合

環境保全はエネルギー消費 と一体化不可分の問題とし て対応が厳しく求められて いる。

市場原理の活用

我が国産業の国際競争力強 化の観点から、エネルギー コストの低減を図るべく、 自由化、規制緩和を通じた 一層の効率化が求められて いる。

長期エネルギー需給見通し

長期エネルギー需給見通しは、総合的なエネルギー政策を確立するため、エネルギー需給の将来像を示しつつ、エネルギー安定供給に向けた取り組みを促す観点から、通商産業大臣(現経済産業大臣)の諮問機関である総合エネルギー調査会において策定しているものです。現在の長期エネルギー需給見通しは、1997年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」における我が国の二酸化炭素排出量の削減目標を踏まえ、2001年7月に見直されました。

(3)新エネルギー等による地球温暖化防止の取り組み

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(通称「代エネ法」)は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の観点から、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進する法的枠組みとして制定され、「石油代替エネルギーの供給目標(閣議決定)」の策定・公表等並びに「独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)」が実施する各種事業を規定しています。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (新エネルギー法)

新エネルギー法は、新エネルギー利用等の促進を加速化させるため 1997 年 4 月に制定され、同年 6 月から施行されました。2002 年には政令改正により、バイオマス及び雪氷エネルギーが新エネルギー法上の新エネルギーとして追加されました。

この法律では、国・地方公共団体、事業者、国民等の各主体の役割を明確化する基本方針(閣議決定)の策定、新エネルギー利用等を行う事業者に対する金融上の支援措置等を規定しています。「地域新エネルギービジョン策定等事業」も、経済産業省の新エネルギー導入促進事業の一環です。

バイオマスについては、「バイオマス・ニッポン総合戦略」(平成 14 年 12 月閣議決定)など、国策として利活用の推進が図られており、取り組み事例も増えています。

バイオマス・ニッポン総合戦略

「バイオマス・ニッポン総合戦略」は平成14年12月に閣議決定され、省庁の壁を越えた国家プロジェクトとして、「バイオマス(動植物から生まれた再生可能な有機性資源)」の利活用を推進することが定められたものです。

家畜排せつ物や生ごみなどのバイオマスや、間伐材などの未利用森林資源などを有効利用することで循環型社会の形成及び地球温暖化防止を図り、さらに地域の農村漁村の活性化を図ることが目的として謳われています。

今後、地域のさまざまな主体間の連携のもと、さらに推進されることが期待されます。 現在の内容は、平成18年3月に見直され、閣議決定されました。

《バイオマスタウン構想》

現在国では、バイオマス・ニッポン総合戦略の一環として、自治体単位で「バイオマスタウン構想」の提案を募集しています(所轄官庁は農林水産省)。

バイオマスタウンに認定されれば、行政だけでなく、事業者もバイオマスの利活用に関する事業において、国の補助制度を利用しやすくなるなどのメリットがあります。今後、地域のバイオマスの利活用を行おうとする事業者や市民の受け皿として広まることが期待されます。

長野県内では三郷村(平成17年6月第3回公表) 長谷村、千曲市(平成17年9月第5回公表)で、計3箇所が採択されています。

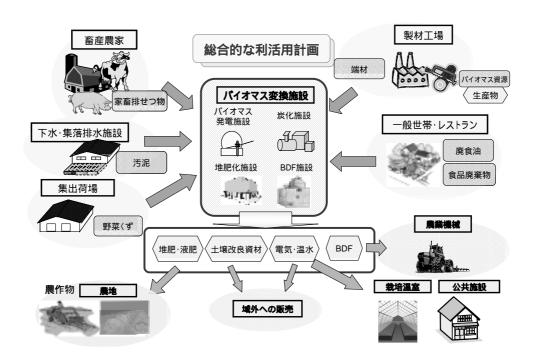


図 1.1.3-2 バイオマスタウンの概念図

1.2 地域新エネルギービジョン策定事業の役割と位置づけ

(1)地域新エネルギービジョン策定事業の役割

ますます深刻になりつつある地球環境問題、特に「地球温暖化」と「化石燃料の枯渇」 に対して、有力な対策として考えられるのが「新エネルギー」の導入です。

「新エネルギー」は、再生可能で持続的に利用できるなどの優れた資源特性と、二酸化炭素 (CO_2) 排出量が少ないなどの優れた環境特性を有していますが、利用に際してさまざまな制約があります。

白馬村の特性に見合ったビジョンづくりを行うことで、それらの課題をクリアし、将来的な導入につなげることができます。また、新エネルギーの実用化に際しては、村民や事業者のライフスタイル・行動様式の改革や新たな連帯・連携の創出を求められることがあります。そういった取り組みの過程で、村づくりへの住民参加や、取り組みの情報発信・交流の展開など、地域の活性化が図られる期待もあります。

自然条件に左右されエネルギー量が一定でない (例:太陽エネルギー・風力エネルギーなど)

地域ごとに、利用可能なエネルギーが多種多様である (例:森林地域 木質バイオマス・酪農地帯 畜産バイオマスなど)

資源が広く・薄く分散しているため、利用に際し収集・運搬が必要 (例:森林資源・畜産バイオマス資源など)

> 地域住民の理解・協力・参加が必要 (例:廃食油や生ごみの再資源化(分別回収)など)

白馬村地域新エネルギービジョン

地域特性に見合った計画づくり

地域住民の理解・協力・参加を得ながらの計画づくり

新エネルギーの導入・環境にやさしい村づくりの推進・地域の活性化

(2) 白馬村地域新エネルギービジョンの位置づけ

21世紀の課題~エネルドー問題と地球環境問題

地球温暖化

化石燃料の 枯渇

エネルギーの海外依存

国の政策

石油代替エネルギー法(代エネ法) 新エネルギー利用等の促進に関する特別 措置法(新エネ法)

県の施策~長野県

長野県環境基本計画 長野県環境基本条例 長野県環境白書

白馬村地域新エネルギービジョン

地球温暖化対策 地域の環境保全 新エネルギーの導入 化石代替燃料確保 地域の未利用 資源の活用

期待される効果

地球温暖化防止・循環型社会の構築 身の回りの日常生活からの環境保全活動 雇用確保・産業創出等による地域の活性化 住民参加の地域づくりの実現 分散型・自立型エネルギーの確保